

## みやざき農畜水産物架け橋フェア実施に関する業務委託仕様書

### 1 業務の目的

東京都の中心部（以下、都心という。）において、「みやざきブランド」を中心とする宮崎県産農畜水産物を取り扱うプロモーション及びキャンペーンを行うことで、料理を通して本県農畜水産物の良さを実感してもらい、認知度と購買意欲の向上及び本県農業の活性化を図る。

### 2 業務の名称

みやざき農畜水産物架け橋フェア実施に関する業務

### 3 委託期間

契約締結の日から 令和6年3月22日（金）まで

### 4 業務委託の内容

#### （1）都心でのエリアを絞った飲食店フェアの企画・運営

##### 1）フェアのイメージ

- ・都心の一定のエリアにおいて、飲食店等と連携し宮崎県の農畜水産物の魅力を発信するフェアを開催する。
- ・フェアに参画する飲食店への来店者に対し、宮崎県産農畜水産物の良さや生産者の思いを実感してもらうとともに、新たな食べ方との出会いを楽しんでもらう。

##### 2）開催時期と実施期間

令和5年12月から令和6年2月末までの期間の中で1か月間程度実施

##### 3）フェア実施店舗の条件

- ・「みやざきブランド」を中心とする宮崎県産の食材を使ったメニューを提供すること。
- ・「宮崎牛」を使ったメニューを提供する店舗が含まれていること。
- ・フェア開催期間中はメニューの提供を継続すること。ただし、コロナの影響等、やむを得ないと認められる事情により中止する場合は、この限りではない。

##### 4）実施規模

- ・実施店舗数：30店舗以上を想定

##### 5）開催エリア

- ・乗り入れ路線数が多い主要な駅及びその周辺を含むエリアを想定
- ・駅及び周辺の飲食店等の利用者に対し、効率的・効果的に「みやざき」をPRできるエリア

##### 6）プレゼントキャンペーンの実施

- ・SNS等を活用し、当選者にプレゼントするキャンペーン等を実施する。

##### 7）PRグッズの作成

- ・みやざきブランドのPRにつながるグッズを作成し、フェア期間中のプレゼント等で活用すること。

なお、作成するグッズはフェア実施後でも活用可能なグッズとし、内容と個数については農業流通ブランド課担当者と十分協議すること。

## 8) 効果的なPRの実施

- ・ビジュアルイメージを作成し全体で統一のとれたイメージのものとするため、統一感のあるデザインで、コンテンツ、ロゴ、ポスター、チラシなどを作成すること。
- ・フェアを実施することについて、特設サイト開設などの広報の方法、時期を十分検討し、効果的なPRを実施すること。
- ・エリアの装飾を含め集客力の高い魅力ある内容とすること。
- ・都心に店舗を持つ著名なシェフ等による「宮崎牛」を使ったメニューを開発して、料理のデモンストレーション動画を配信する等フェアの目玉となる取組を企画すること。

## 9) 効果検証の実施

- ・「フェア参加者における宮崎県産品への関心が高まった人の割合」を把握し、実施したフェアの効果検証を実施すること。また、その結果を取りまとめること。

## (2) 「東京食肉市場まつり」での事前PRの実施

### 1) 注目を集め、みやざきブランドをPRするためのフォトスポットの作成

- ・持ち運び可能なトリックアート等の作成  
(組立トリックアート及びパンチカーペット (サイズ: W2040mm×H2040mm×D990mm、素材: (壁面) ターポリン (地面) ラバーシート、裏はゴム) を想定)
- ・デザインは「みやざきブランド」の農産物を使ったものとし、対象は幼児から小中学生を想定
- ・サイズやデザインについては農業流通ブランド課担当者と十分協議すること。
- ・10月14日からの展示が可能であること。

### 2) フェア告知用チラシ(概要版)の作成

- ・フェア開催告知用チラシ(概要版)を、10月13日までに作成し農業流通ブランド課担当者が指定する場所に納品すること。その際、特設サイトを設置し、「詳細についてはウェブで」など興味を持っている人をつなぎ止め、フェアの詳細を後日告知できる方法がとれるようにすること。
- ・10月時点での特設サイト(仮)については、詳細を「coming soon」などと表示するなど、今後詳細が決まっていくという事が分かる表現にしてよい。

## (3) 上記の4(1)、(2)の項目については必須事項とし、その他効果的な取組についての提案も認める

## 5 報告書の作成

### (1) 報告書の書き方

- ・フェアの実施内容の他、効果検証について章立てをして記載すること。
- ・実施した内容については写真を多用して記載するなど、視覚的に分かりやすい報告書とすること。
- ・報告書は紙ベースで2部提出すると共に、そのデータを農業流通ブランド課担当者へ提出すること。

なお、報告書に利用した写真のデータも同時に提出し、今後県が活用できる状態にすること。

(2) 効果検証について

- ・「フェア参加者における宮崎県産品への関心が高まった人の割合」について記載し、フェアについての効果検証結果を記載すること。
- ・アンケートの場合はその母数について記載すると共に、有意差検定が可能な場合には検定を実施すること。
- ・収集データについて、エクセル若しくはCSVデータで提出すること。

6 契約上限額  
20,500 千円

7 その他

- (1) 本件業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、宮崎県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 作成された成果品及びそのデザインや写真等のデータ等すべての著作権は、宮崎県に帰属する。  
但し、県以外が発行する有償配布の印刷物に対する二次使用は行わない。
- (3) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処置は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。